

船橋市サッカー協会 第一種委員会

運営規程

＝ 大分類 ＝

本規程の文書管理の分類方法は文「ワリツケ式」として検索性の向上や組織的統制を
保有・明確化するため、大分類とする。

2026年度

第1版

2026年1月27日発行

第1条【運営】

1. 船橋市サッカー協会第一種委員会は、以下の構成員による運営委員会によって運営される。
 - ① 委員長 ----- 1名
 - ② 副委員長（強化／審判／大会運営（一般・シニア） ----- 各1名
 - ③ 強化部 ----- 1～5名
 - ④ 審判部 ----- 1～5名
 - ⑤ 大会運営部 ----- 6名
※秋季大会のブロック委員は各ブロック3名とする。
 - ⑥ 事務局 ----- 1～3名
 - ⑦ 顧問----- 1～3名
2. 運営委員会は、特別な場合を除き毎月1回（第1日曜日 18:00～）開催される。
3. 運営委員会を欠席する場合は、本委員会で指定のされた方法で連絡しなければならない。
4. 1-⑤項 大会運営部の任期は、当年度8月～翌年度7月までとする。
5. 大会運営部は、会場運営管理規程を熟読し理解した上で、運営すること。
6. 運営委員の選任、解任については以下とする。

選任について

秋季大会前に開催される代表者会議に於いて各ブロックで代表1名、副代表2名を選任することとする。

解任について

運営委員が次のいずれかに該当する場合には、運営委員会での審議のもと解任することができる。
また、解任後の人員の補充については、各ブロック代表者同士の話し合いの下、減員分の補充を可能とする。

第2条【登録（チーム及び個人）】

1. 選手及び加盟団体（以下、チームという）の登録は、定められた期日及び様式をもって行い、有効期間は年度終了までとする。
2. 登録受付は、前年度登録チームを優先に、新規チームを含めたチーム数を設定し行う。
但し、前年度以前に登録抹消になったチームは、新規チームと同様の扱いとする。
3. 登録条件としてチーム及び選手の加盟登録は、以下の条件を満たしていなければならない。
 - ① チームの名称は、**他と区別できる明確な名称**であること。
 - ② チームの名称には、**船橋市以外の地名や地域名等を使用しない**こと。
（船橋市内の企業等を母体とするチームは対象外）
 - ③ 代表者若しくは第2連絡者は船橋市在住とし、**チームの所在地は、船橋市内である**こと。
 - ④ チームの代表者は、その氏名、住所、電話番号及び緊急連絡先を明らかにすること。
また、**添付ファイルの受信が可能な通信環境を整える**こと。
 - ⑤ 全ての選手は**中学校卒業以上**であること。
 - ⑥ **チーム代表者は船橋市在住・在勤・在学または船橋市内の小中学校のいずれかを卒業**であること。但し、代表者会議出席者及びチーム内の管理者はこの限りとしない。
 - ⑦ 登録チームは、**S4級以上の公式審判員を3名以上帯同**すること。
 - ⑧ チーム登録申請の誓約書は内容について熟読し理解した上で、承認すること。
 - ⑨ 登録選手全員が、**傷害保険に加入**していること。
 - ⑩ 選手は健康診断（推奨）を受け健康であること。

4. チーム登録および選手の資格は登録料の納付の確認をもって発生する。

◎ チーム登録料 ¥5,000.-

◎ 選手登録料 ¥1,700.- x 登録選手人数

カテゴリー別登録選手条件

- ・ 一般登録：中学卒業以上であること（年齢に上限は設けない）
- ・ シニア（O_40）：1991年4月以降生まれの方。（年齢に上限は設けない）
2028年度のアnder杯の改正（満37歳以上を条件）に伴い、2027年度の登録は1992年4月以降生まれの方の新規登録は受け付けません。
- ・ シニア（O_50）：1979年4月以降生まれ方。（年齢に上限は設けない）
- ・ シニア（O_60）：1969年4月以降生まれ方。（年齢に上限は設けない）

※ 女性の登録は各カテゴリー共通で年齢制限は設けない。

5. 選手の追加登録は所定の様式をもって随時行うこととする。ただし、出場資格は定められた登録料が指定口座に入金され、所定の手続きを完了した時点で発生する。

6. 登録内容に変更が生じた場合は、所定の様式をもって速やかに第一種委員会事務局へ届けなければならない。また登録内容に虚偽の部分があった場合は、該当チームは規律・懲罰規程に則り、厳罰を科す。

登録選手は所属チームが当該大会へ出場しない場合に限り、他のチームの移籍選手として大会に出場することができる。

その場合も移籍チームの「選手登録チーム用申請フォーム」に登録をすること。

第3条 【大会】

1. 当委員会が主催または主管する大会は以下のとおりとする。

① 春季市民体育大会【一般の部、シニアの部（O_40, O_50）】

・ 試合形式は、ノックアウト方式とする。

② 船橋選手権サッカー大会【一般の部、シニアの部O_40】

・ 試合形式は、ノックアウト方式とする。

③ 秋季市民体育大会【一般の部、シニアの部（O_40, O_50）】

◎ 一般の部：

・ 試合形式は、1回戦総当たり方式とする。

・ F1（Hardcore）、F2（Enjoy）、の2ブロックで構成される。

・ リーグ戦終了後、予備日程と2月3月の進捗により順位トーナメント戦を行う。

◎ シニアの部：O_40

・ 参加チーム数により、試合形式は1回戦総当たり方式または、2回戦総当たり方式（HOME & AWAY）を選択する。

2回戦総当たりの場合、FS1-40、FS2-40の2ブロックで構成される。

◎ シニアの部：O_50

・ 試合形式は、1回戦総当たり方式とし、FS-50の1ブロックで構成される。

④ オープン大会【O_60】

・ 試合形式は当日の参加人数により決定

2. 各大会への参加は、当年度に加盟登録したチームおよび選手とする。

また、各大会の出場資格は第2条【登録】4項に準ずる。

第4条 【罰則】

1. 船橋市サッカー協会第一種委員会が制定した、全ての規程類に反する行為があった場合
規律・懲罰規程に則り、厳罰を科す。
2. チーム警告の有効期間は当年度内とする。

第5条 【報告書】

1. 会場報告書・審判報告書及びメンバーシートは運営委員が取りまとめの上、試合当日(最低翌日)までに大会運営部の所定の連絡方法で送付する。
2. 以下の場合については、大会運営事務局及び大会運営委員長へ翌日までに送付する。
 - ◎ 警告及び退場選手があった場合。
 - ◎ チーム警告に値する行為があった場合。
 - ◎ 特に報告の必要があると判断した場合。
3. 大会の経過報告は、大会運営部がWebアプリ（GoalnoteCloud）またはOfficeファイルで発信する。
4. 3.の大会結果については、サッカー協会ホームページにも事務局がUP依頼をおこなう。

第6条 【試合の運営】

1. 試合の運営には、各チームは各ブロック運営委員及び運営委員会に協力し、当該年度内に全日程を終了させる。
2. 各会場に於ける設営、撤去は会場運営管理規程に沿うものとする。
3. 各会場に於ける感染症対策については、感染症に対する基本的な感染対策（開催制限、施設の使用制限など）については、サッカー協会特別措置に準ずるものとする。

第7条 【表彰】

1. ノックアウト方式
 - ・ 優勝、準優勝、3位のチームに景品を授与する。
 - ・ 本大会の優勝及び準優勝チームには、翌年のシード権の資格を与える。
 - ・ 優勝及び準優勝の成績を収めたチームには、当年中にサッカー協会関係チームとの試合権利を与える。
この権利は行事調整で獲得した日程より市民大会の一環の行事として実施。
2. リーグ戦方式
 - ・ 各リーグ 優勝 準優勝 3位のチームに景品を授与する。
 - ・ O_50の秋季大会に限り、得点王の選手に景品を授与する。
(但し、助っ人で入った試合での得点は得点王の加算の対象としない。)
 - ・ 各カテゴリーごと全ての大会に参加して、年度を通じて警告、退場の無かったチームを対象とし『フェアプレー賞』の景品を授与する。

第8条 【その他】

1. 船橋市サッカー協会第一種委員会が制定した、全ての規定類によらない場合においても、著しい不正行為等があった場合は、運営委員会で審議しその処分を決定する。

第9条 【文書管理（規程類）の分類】

1. 第一種委員会の規程の棲み分けは、大会に関する「大分類を運営規程」、「中分類を競技規程」、「小分類を競技規則・規律懲罰規程」とする。

大会会場のガイドラインとして「会場運営管理規程」を付随とする。

ワリツケ式のトップダウン方式で文書を整理する。

※ ワリツケ式のメリットは、スピーディーに分類できるうえに組織的な統制が可能な点となる。

2. GoalnoteCloud等、大会の結果を入力・集計機能を備えたサービス利用する場合、一種委員会で開催する大会で必要となる規程内の項目は、大会毎のフォームに時宜を得た選択で競技規則に記載する。

船橋市サッカー協会 第一種委員会

競技規程

＝ 中分類 ＝

本規程は大会競技における中分類として大会の主幹となる内容を示す。

2026年度

第1版

2026年1月27日発行

第1条 【試合の方法】

1. (公財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
2. 試合時間は一般の部及びシニアの部 (O_40) 60分、シニアの部 (O_50) 50分とする。
3. 交代人数は無制限とする。ただし、出場選手は試合開始前に提出するメンバーシートに記載された選手でなければならない。
4. 一般 (F2 | Enjoy) 及びシニアの部は、シニアのみのローカルルールが適用されるため競技規則に準ずる。

第2条 【試合の成立】

1. 出場選手は、船橋市サッカー協会に登録された選手に限る。
未登録、出場停止中等の不正選手が出場していた場合、それが判明した時点で当該チームを失格とし相手チームの勝ちとして試合を打ち切る。ただし、既に行われた試合にはさかのぼらない。
2. 1チーム7名以上にて試合成立とし、試合開始時間に選手が揃わない場合は、該当チームを棄権とみなす。
3. メンバーシートは試合開始5分前までに担当審判へ提出する。メンバーシートが提出されない場合は該当チームを棄権とみなす。
 - ・ 背番号、Start、Sub、助っ人 (F2|Enjoy, シニア) 年齢 (シニア) の記載を必ず行うこと。
当日Sub登録されていない選手、メンバーシートに名前の無い選手への交代は認めない。
4. 試合を棄権する場合は、必ず試合の5日前までに、対戦チーム代表者、審判チーム代表者及び運営委員長 (秋季大会はブロック運営委員) に連絡する。
5. 一方の責任により中止になった場合は、帰責事由のあるチームを0対5の負けとする。
6. チームが試合開始時刻の5分前に会場に到着していない場合は、競技者の用具チェックができない為、試合の不成立とし運営規定に則りいかなる理由があろうとも棄権扱いとみなし不戦敗とする。
7. 所定を超える棄権は当年度内2回限りとし、3回目の棄権は認めない。3回目の棄権した場合は、規律・懲罰規程に則り、厳罰を科す。

第3条 【試合球】

1. 試合球は、(財)日本サッカー協会検定球 (5号球) とする。
2. 試合球は、1試合につき各チーム2個ずつ持ち寄り、主審が決定する。

第4条 【ユニフォーム】 ※シニアのみのローカルルール有り

1. ユニフォームは、フィールドプレイヤーとゴールキーパーのそれぞれが、正・副2種類を用意しなければならない。

試合前にユニフォームの色が事前に話合われていた場合でも不測の事態の備え、試合当日は必ず正・副2種類を用意しなくてはならない。

【不測の事態とは】

- ・ 急遽、予定されていた色のユニフォームが揃わず、色が被ってしまった場合。
- ・ ゴールキーパーの負傷によりフィールドプレイヤーとゴールキーパーが代わる場合。

※ 不測の事態に関わらずフィールドプレイヤーがゴールキーパーとして交代する場合、同じ背番号の色違いのユニフォームを着用すること。

元々ゴールキーパーが着用していたユニフォームと色が異なっても可とする。

- 上記が備えられず、不測の事態が起きてしまった場合には試合前であれば無効試合とし不戦勝、不戦敗扱いとする。

また試合中の場合でも同様にその時点で試合は打ち切りとし、途中経過に関わらず、備えられなかったチームを不戦敗とする。

2. ユニフォームは、シャツ・パンツ・ソックスの正・副それぞれが明確に区別のできる異色のものとする。

〈組み合わせ例〉白とグレー、赤とエンジ、赤とオレンジ、黄とオレンジ、青と紫、青と水色等

3. ユニフォーム（シャツ）の色は、審判服との混同を防ぐため、黒および紺は使用不可とする。ただし、パンツ、ソックスについてはこの限りではない。
4. ユニフォームには、はっきりと確認できる背番号をつけること。背番号のない選手または背番号の確認が困難な選手の出場は認めない。

また、胸番号及び腰番号をつける場合は、全て同一の番号でない場合の出場は認めない。

5. ユニフォームはシャツ、パンツ、ソックスを着用し、それぞれ以下のとおりとする。
 - ・ シャツ：同一デザインのもの<注>を着用すること。<注>同一のものとは、以下の全てが同一のものを意味する。
 - 色及び配色
 - 襟の形状（襟の有無、デザイン等）
 - 袖の形状（袖のデザイン等） ※長袖と半袖の混在は除く
 - シャツ全体のデザイン（ラインの有無、縞模様の幅や本数）
 - ロゴ（チームロゴやメーカーロゴ等の位置、色、大きさ等）
 - ・ パンツ：同色のものを着用すること。（但し、ラインの有無やデザインの違いは問わない。）
 - ・ ソックス：同色のものを着用すること。（但し、ラインの有無やデザインの違いは問わない。）
6. 前項5のシャツについて、メーカー側の都合等で同一のものを用意できなくなった場合は、同一デザインでないシャツの使用について運営委員会へ申請し、特に認められた場合に限り使用できることとする。**但し、3種類以上のデザインの使用は認めない。**

7. 半袖シャツおよびパンツの下に着用するインナー（無地）については、以下のとおりとする。

- ・ インナーシャツ：半袖の主たる色と同色または白か黒で統一して着用可。
長袖のユニフォームと半袖+インナーシャツが混在する場合にはどちらかに統一すること。

- ・ インナーパンツ：着用する色は問わない。

※ 上記、パンツ・ソックス・インナーパンツについては船橋市サッカー協会のみローカルルールとして適用する。

※ GoalNoteCloudの参加チームのユニフォームの色を確認し、対戦相手と事前に確認することを推奨する。

※ 新規加盟のチームに対し、審判服と区別できる紺については、運営委員会で審議し一部許容する。その場合、第一種委員会に相談する。

8. キャプテンマークの着用を推奨します。

キャプテンマーク着用の場合には助っ人腕章との見分けの観点から左腕に着用すること。

キャプテンマーク着用推奨に伴い、審判への意見等はフィールド内キャプテンのみとする。

※ キャプテンの役割を無視して審判に近づき、敬意を欠いたり異議を唱える（キャプテン以外の）選手には、審判から警告を受ける可能性がある。

※ キャプテンがゴールキーパーである場合は、自陣と反対側でアクシデントが起きる可能性もあるので役割の代役となるフィールドプレイヤーを極力指名するよう推奨する。

第5条 【競技者の用具】

1. 競技者は危険な用具、もしくはその他のものを用いる、または身につけてはならない。すべての装身具（ネックレス、指輪、ブレスレット、イヤリング、皮革でできたバンド、ゴムでできたバンドなど）は禁止されており、外さなければならない。装身具をテープで覆うことは、認められない。

※ フィールドプレイヤー、ゴールキーパーともにプレー中の安全面を考慮しネックウォーマーの着用は認めない。

第5条 【審判員】 ※シニアのみのローカルルール有り

1. 審判は、以下のとおり行うこととする。
 - ① 審判員は、試合を行うチーム以外の2チームより各2名の計4名を選出する。
 - ② 一方のチームの2名は主審と第4審判、他方のチームは副審を担当する。
 - ③ 主審については有資格者が行う。また、副審、第4審判についても有資格者が好ましい。
 - ④ 審判の割り当てについては、各ブロックで決定する。
2. 審判員は、主審、副審とも審判服（黒シャツ、パンツ、ソックス）を着用しなければならない。

※ シャツに関してはREFEREEと入ったビブスも可とするが、ビブス下のシャツは半袖、長袖問わず黒でなければならない。

※ 半袖の審判服（シャツ）の下に長袖を着用する場合は、黒を着用すること。

3. 審判員は必ず必要な用具（ホイッスル、カード、フラッグ、時計等）を使用する。

※ ホイッスルについて通常ホイッスルを推奨するが、電子ホイッスルも可とする。但し、電子ホイッスルの使用については不測の事態に備え必ず予備を用いた上で使用すること。

【不測の事態とは】

- ・ 電池切れで使用できない場合。
- ・ 何かしらの接触不良、故障により使用できない場合。

第6条 【昇格・降格】

- ◎ 一般の部は各チーム任意でのF1（Hardcore）、F2（Enjoy）への参加のため昇格、降格は行わない。
- ◎ O_40の部は秋季大会（2リーグ制）において
 - ・SF2の優勝とSF1最下位が自動昇降格。
 - ・SF2の準優勝とSF1準最下位は両チームの意思確認のちに入れ替え戦をおこなう。

船橋市サッカー協会 第一種委員会

競技規則

＝ 小分類 ＝

本規程は大会競技における小分類として大会の細かな内容を示す。

2026年度

第1版

2026年1月27日発行

第1条 【競技方式】

- ◎ 春季市民体育大会、船橋選手権サッカー大会はノックアウト方式（勝ち抜き方式）とする。
 - ① 試合時間は一般の部及びシニアの部（O_40）60分、シニアの部（O_50）50分とする。
 - ② ハーフタイムのインターバルは原則として5分とする。
 - ③ 延長戦は行わない。同点の場合は、PK方式により次戦への進出チームを決定する。
ただし、準決勝及び決勝戦については20分間の延長戦を行い、なおも決しない場合は、PK方式により勝敗をつける。PK方式の前のインターバルは1分程度とする。
- ◎ 秋季市民体育大会（一般及びO_50）はリーグ方式（1回戦総当たり）とし順位を決定する。
秋季市民体育大会（O_40）はリーグ方式（2回戦総当たり：H&A）とし順位を決定する。
 - ※ O_40は参加チーム数により1リーグ制とし1回戦総当たり方式を用いる場合もある。
 - ① 試合時間は一般の部及びシニアの部（O_40）60分、シニアの部（O_50）50分とする。
 - ② ハーフタイムのインターバルは原則として5分とする。延長戦は行わない。
 - ③ 順位は次に記すとおり、勝ち点・得失点差・得点率他の順によって決定する。
 - ① 勝ち点（勝＝3点、分＝1点、負＝0点）、② 得失点差（総得点－総失点）
 - ③ 得点率（総得点÷総失点）、④ 当該チームの勝敗結果

- 飲水タイム・クーリングブレイクについては、7月～10月など熱中症の発症に影響を与えるおそれがある気温（当日の急激な気温の変化）または代表者から健康管理の観点で要請があった場合は、適切な運営管理をするため運営委員若しくは審判団に確認を取り適用、設けること。
 - ・ 一般の部に於ける飲水タイム・クーリングブレイクはアディショナルタイムとする。
 - ・ O_40、O_50は試合時間をランニングタイムで行いの飲水タイム・クーリングブレイクはアディショナルタイムに加算しない。
 - ・ 飲水タイム・クーリングブレイク中の選手交代は可とする。

第2条 【移籍】

- ・ 一般の部のノックアウト方式は、大会に参加していない船橋市加盟チームから選手の移籍出場が可能となる。但し、移籍する選手については1チームのみとする。
移籍出場は可とするが、移籍している選手が自チーム以外に重複して参加していないか移籍対象の選手を、代表者は管理徹底をおこなうこと。
- ・ 一般（F2 | Enjoy）及びシニアの部は選手登録をしていれば、選手の貸し借りを許可し重複出場選手として出場可能とする。
選手の貸し借りの人数は無制限とするが、勢力均衡（バランスオブパワー）を保つため、ピッチ内の出場選手は4名までとする。
*シニアの部の代表者は貸し借りする選手の登録状況（年齢）を必ず確認する。
- ・ 助っ人メンバーは元のチームメンバーとの見分ける観点から右腕に腕章の着用を義務とする。
- ・ 一般（F2 | Enjoy）の助っ人選手も競技規程第4条5項の通りユニフォーム一式を揃えなくてはならない。揃っていない選手については、出場を認めないものとする。

第3条【規則】

1. 大会参加申し込みした選手のうち、各試合の登録選手は無制限とする。
競技開始前のメンバー票と試合時の背番号が一致すること。
シニアの部は、審判チェックの際、実際の年齢よりも若く見られる場合、身分証により年齢確認をする場合もある。
2. 選手交代については交代票は不要とし、選手が第4審判に対して申告して行う。
 - ① 原則、交代で出場できる選手は競技開始前にメンバーシートに登録した選手に限る。
 - ② 交代枠は1試合につき人数は無制限とする。
 - ③ 一般（F1 | Haercore）の部は交代した選手は、その試合に再び参加することはできない。
 - ④ （F2 | Enjoy）及びシニアの部は交代したメンバーが再度交代メンバーにもなれる。
 - ⑤ 試合開始の最少人数は7名とする。但し途中の退場処分や負傷によるフィールドへの復帰が不可能で競技者が7名未満となった場合、試合は中止され当該チームは不戦敗となる。主審（Referee）、副審（Assistant referee）は、審判員としての権威や権限を示す必要性から
3. レフェリーウエアのソックスを下げてプレーをおこなう行為などはしないこと。
 - ・ 審判の時間の割り当ては下記の通りとする。

1日3試合の場合は・・・

< 一般の部 >

第1試合⇒第3試合の両チーム
第2試合⇒第1試合の両チーム
第3試合⇒第2試合の両チーム

< シニアの部 >

第1試合⇒第2試合のホームチーム
第2試合⇒第1試合のホームチーム・第3試合アウェイチーム
第3試合⇒第2試合のアウェイチーム

1日2試合または4試合の場合は・・・

< 一般の部 >

第1試合⇒第2試合の両チーム
第2試合⇒第1試合の両チーム
第3試合⇒第4試合の両チーム
第4試合⇒第3試合の両チーム

< シニアの部 >

第1試合⇒第2試合の両チーム
第2試合⇒第1試合の両チーム
第3試合⇒第4試合の両チーム
第4試合⇒第3試合の両チーム

1日5試合の場合は・・・

< 一般の部 >

第1試合⇒第3試合の両チーム
第2試合⇒第1試合の両チーム
第3試合⇒第2試合の両チーム
第4試合⇒第5試合の両チーム
第5試合⇒第4試合の両チーム

< シニアの部 >

第1試合⇒第2試合のホームチーム
第2試合⇒第1試合のホームチーム・第3試合アウェイチーム
第3試合⇒第2試合のアウェイチーム
第4試合⇒第5試合の両チーム
第5試合⇒第4試合の両チーム

※ 1日5試合以上の場合は、運営部で決定し既定のフォームにて事前に通達する。

4. チーム内(選手)に新型コロナウイルス（COVID 19）感染者が出て出場が許可されない場合、不戦敗とする。

5. 棄権は下記の通りとする。

- ① 棄権を申し出たチームは、負けとなり相手チームの（5－0）の勝ちとする。
- ② 棄権したチームは、予定の日程が会場不良で中止・順延になった場合も予備日で対戦する日程は棄権による負けとする。
- ③ 棄権した場合は、基本、審判員として4名派遣の審判責務が生じる。
但し、交流戦が組まれた場合のみ、その責務は免除される。
- ④ 棄権申し出のルールとして「5日前を厳守」とする。

参考) 試合開催が日曜日の場合には火曜日が5日目に該当。

※ 棄権の申し出が5日前にておこなわれた場合

- ・ 選手不足での棄権申し出のチーム・相手チームも「助っ人は可」としての交流戦を認める。
 1. 運営委員が不在での交流戦は不可とする。
 2. それ以外のルールは本大会の競技規則に則る。
但し、ユニフォームについては主審及び双方での話し合いの元、不揃いでも可とする。
 3. 交流戦としての対戦は運営部で調整し、連絡・実施させる。

※ 棄権の申し出が5日前を過ぎた場合

- ・ 交流戦は認めず、審判員として4名派遣の審判責務が生じる。
- ・ 5日前を過ぎて棄権したチームは運営委員会で調査、審議し規律・懲罰規程に則り厳罰を科す。
但し、感染症・伝染病など、特段の理由があり参加が難しい場合は運営部で審議・協議の上、厳罰を決定する。

6. 備考は下記の通りとする。

- ・ 会場利用について、特例の案内が来た場合は、運営部は速やかに、別紙として注意喚起をおこなう。
- ・ 事故、ケガ等が発生した場合は、必ず運営部に報告する。また処置については、救急対応マニュアルを参照し救護については、各チームにて責任をもってあたること。

その他は下記の通りとする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID19）における船橋市公共施設における基本的な感染対策の考え方は以下の通りとする。

※ 個人の予防策（利用者）

- ・ マスクの着用については、個人の主体的選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。
- ・ 手洗い等による手指衛生を促す。
- ・ 発熱などの症状があり、体調がおもわしくない場合は、利用、参加を控えていただく。
- ・ コロナワクチン接種後については、一時的に免疫力が下がることを避けるために激しい運動は禁止となるため、1週間程度、参加は無理をさせないようにチームで選手の管理をする。

船橋市サッカー協会 第一種委員会

規律・懲罰規程

本規程は、船橋市サッカー協会第一種委員会運営のもとに、第一種委員会が開催する公式試合（指導に関連した事案を含む）で発生した懲罰事案について公平公正ならびに適正にかつ迅速に対処することを目的とする。

2026年度
第1版

2026年1月27日発行

第1条 【規律・懲罰基準】

船橋市サッカー協会第一種委員会の規程関連に準ずる。

1. 船橋市サッカー協会第一種委員会が制定した、全ての規程類に反する行為があった場合はチーム警告の対象とし、改善が認められない場合は、運営委員会にて審議の上、当年度のリーグ戦の勝点を減点 (-3) とする。
2. 当年度内に3回のチーム警告を受けた場合は、当年度の登録を抹消するとともに、該当チームの当年度における全ての資格及び権利は消滅する。また、特に悪質と認められる場合は、運営委員会にて審議の上処分を決定する。
3. チーム警告の有効期間は当年度内とする。
4. 船橋市サッカー協会第一種委員会が制定した、全ての規定類によらない場合においても、著しい不正行為等があった場合は、運営委員会で審議しその処分を決定する。
5. 大会運営部は大会中の懲罰を記録する。
「警告/退場/出場停止一覧」を大会運営部から発信し、出場選手の管理をおこなう。

なお、詳細な懲罰の決定は本規律・懲罰規程に則る。

第2条 【適用範囲】

船橋市サッカー協会一般の部・シニアの部が主催、主管の公式試合のリーグ戦及びトーナメント戦に適用する。

【公式試合】

- ・ 船橋市春季市民サッカー大会 一般の部、シニアの部O_40、O_50
- ・ 船橋選手権サッカー大会 一般の部、シニアの部O_40
- ・ 船橋市秋季市民サッカー大会 一般の部、シニアの部O_40、O_50

【非公式試合】

- ・ サッカー協会主催大会、交流戦、O_60オープン大会など

第3条 【対象となる者】

船橋市サッカー協会第一種委員会に加盟登録する団体および個人（選手、監督、コーチ、役職員その他の関係者＝以下選手等）であり、一般の部、シニアの部が開催する公式試合（交流戦含む）にかかわる者である。

第4条 【懲罰決定】

競技における違反行為については、運営委員会が事実確認ならびに上申を行い、調査、審議し懲罰を決定・適用する。

第5条 【懲罰の公表】

本協会は、第一種委員会の運営委員会が決定した懲罰を公表する。

但し、本協会の諸規則に別段の定めない限り、公表に当たり、被処分者、被害者又はその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮するものとする。

また、本協会は、当該権利を侵害する恐れがある等、特段の事情がある場合において、公表を差し控えることができるものとする。

第7条【違反行為の種類】

- ◎ 競技における違反行為。
- ◎ 選手の登録、契約および移籍等に関する諸規則に関する違反行為。
- ◎ その他違反行為。

第8条【競技および運営委員会における懲罰基準】

1. 警告

本協会、運営規定および競技規則に基づき警告を命じた場合で、以下に該当する場合、運営委員会は規則に定め、懲罰を科す。

- ・ プレー中の違反行為

	内容	懲罰基準
警告	異なる試合における累積警告	累積警告の有効期間は当該大会期間中とし、トーナメントにおける警告処分は、持ち越さないものとする。
		同一大会で累積2回の警告を受けた者は、次の公式戦1試合を出場停止とする。

2. 退場

本協会運営規定および競技規則に基づき退場を命じた場合で、以下に該当する場合、運営委員会は規則に定め懲罰を科す。

	内容	懲罰基準	懲罰
1	著しく不正なプレーを犯す	1-1 著しい反則行為 (退場を命じられた者)	次の公式試合 1試合の出場停止
2	乱暴な行為を犯す	2-1 選手等に対する暴行・脅迫及び 一般大衆に対する行き過ぎる 挑発行為	2試合の出場停止
		2-2 審判員に対する暴行・脅迫などの 乱暴な行為	4試合の出場停止
3	攻撃的な、侮辱的なあるいは 下品な発言や見振りをする	3-1 他の競技者、その他の協議に立ち 会っている人々に対する侮辱	1試合の出場停止
		3-2 審判員に対する侮辱または公然の 名誉毀損行為	2試合の出場停止

- ・ 乱闘または喧嘩に関与した者に対しては出場停止処分を科す。
但し、乱闘・喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔てまたは分離だけのことをしようとした者は懲罰を受けない。

3. その他違反行為

3-1 棄権・放棄/拒否・遅刻

	内容	懲罰基準	懲罰	
1	棄権	試合開催日5日前の棄権 * 交流戦は実施可。(助っ人も可) 但し最少人数は7名以上とする。	勝敗0-5の負け 審判4名派遣	
		試合開催日5日前を過ぎてからの棄権 * 交流戦は不可。	チーム警告1 勝敗0-5の負け 審判4名派遣	
		無届(開始時刻まで連絡なし) * 但し、審判拒否の場合のチーム警告は加算されない。	チーム警告2	
		遅刻(試合時間、審判時間) * 開始5分前に会場に着いていない場合、理由があっても棄権とする。	チーム警告1 勝敗0-5の負け	
		審判対応の拒否	チーム警告1	
		審判対応の拒否(2回目以降)	チーム警告1 勝ち点-3	
	放棄/拒否	試合、審判の放棄		チーム警告2
		審判の拒否	最終節以外	勝ち点-6
			最終節に限り	勝ち点-3
			但し、別日に代替審判を行った場合は、勝ち点 減点の処分は無いものとする	
試合会場の準備・片づけの放棄		1回目は注意 2回目以降は 勝ち点-3		

3-2 出場資格のない選手の公式試合(非公式試合含む)への出場(虚偽)

	懲罰基準	懲罰
2	当該選手が所属するチーム	故意/過失 チーム警告1 勝ち点-3
	出場させたチーム	
	出場させた選手	処分決定日から半年(6ヶ月)の出場停止を科す

3-3 警告の無視

	懲罰基準	懲罰
3	運営部(事務局による直接通知)からの再三の警告および注意にも関わらず改善の兆しがないまたは認められない場合	チーム警告 1

- ・ 再三の警告および注意の定義は、事務局から注意勧告の通達後に起きた場合。
運営委員の直接注意ではなく状況を審議後に、事務局から対象チームに通達をしてからの対象

3-4 破損行為

	懲罰基準	懲罰
4	選手などによる競技場または関連施設における故意による器物破損行為に関した者に対しては処分を科す。	チーム警告 2

- ・ 賠償責任が発生する事案についてはチームまたは選手が加入している保険で責任を負う。

3-5 刑事罰

	懲罰基準		懲罰
5	本協会に登録している者が刑法等に定められる犯罪を犯した場合、処分を科す。(行政罰、民事罰も審議の対象とする)	運営委員	解雇
		選手	選手登録抹消 最低1年間の登録禁止

船橋市サッカー協会 第一種委員会 会場運営管理規程

本規程は、船橋市サッカー協会第一種委員会の役職員(運営委員)が第一種委員会が開催する公式試合(交流戦含む)を適正に管理・運営することを目的とする。

2026年度
第1版

2026年1月27日発行

第1条 【適用範囲】

本規程は会場運営のためのガイドラインとして位置付け、第一種委員会の一般の部・シニアの部の運営が管理する公式試合のリーグ戦及びトーナメント戦(交流戦含む)に適用する。

【公式試合】

- ・ 船橋市春季市民サッカー大会 一般の部、シニアの部O_40、O_50
- ・ 船橋選手権サッカー大会 一般の部、シニアの部O_40
- ・ 船橋市秋季市民サッカー大会 一般の部、シニアの部O_40、O_50

【非公式試合】

- ・ サッカー協会主催大会、交流戦、O_60オープン大会など

第2条 【対象となる者】

船橋市サッカー協会第一種委員会の役職員(運営委員) および各チームの代表者。
一般の部、シニアの部が開催する公式試合(交流戦含む)にかかわる者である。

第3条 【大会管理】

1. 会場の使用について

- ① 利用施設に対して借用する備品の利用については大事に扱わせる。
タカスポ、高瀬まちかど広場、グラスポにおいて防球ネットへボールを蹴らない。
タカスポのグラウンド外の天然芝でボールの使用禁止。
- ② サッカーの会場では一般利用者(女性・子供含む)も使用しているため、上半身裸や下半身を全て脱いで臀部(でんぶ)など他人が嫌嫌悪するような方法で露出はしない。
- ③ 施設は、一般の利用者も使用しているため参加チームは第一種委員会で利用できる時間を厳守し、本協会以外の一般利用者に迷惑をかけない行動をするように促す。
※ 開始時間前のグラウンド進入はさせない。
※ 高瀬まちかどスポーツ広場は、少年野球場に入らせない。
※ 運動公園自由運動広場グラウンド脇の緑地に侵入・通行している場合は注意する。
※ 終了後の一般利用者が使用する時間帯に居座る行為はさせない。
※ シニアの部については午後開催の場合、特に利用時間を守らせる。
 - ・ 高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)：9時～17時
 - ・ 法典公園球技場(グラスポ)：9時～17時
 - ・ 高瀬まちかどスポーツ運動広場：8時30分～16時30分
 - ・ 運動公園自由運動広場：8時30分～16時
- ④ 管理事務所、管理人がいる施設を利用・撤収する場合は、使用の始終を伝える。
- ⑤ 運営委員が不在の会場での交流戦の開催はしない。
- ⑥ 高瀬まちかどスポーツ運動広場に於いてベンチ及びベンチ裏(防球ネット裏含む)は禁煙とする。

2. 駐車場について

- ① 高瀬まちかどスポーツ広場の駐車台数は1チーム5台までの制限を周知する。
※ 駐車場の半分(野球側)は野球スペースの為、ポールから野球側には停めない。
高瀬まちかどスポーツ広場の駐車場入口が塞がっている場合は、運営委員に連絡させる。
- ② 船橋市運動公園自由運動広場の利用時は、馬込斎場の駐車場には絶対に駐車させない。
※ 運営部は馬込斎場に駐車しない様に、代表者を通じて周知をおこなう。

- ③ 法典公園球技場（グラスポ）及び高瀬下水処理場上部運動広場（タカスポ）は、障がい者用スペースに駐車させない。
- ④ 法典公園球技場（グラスポ）の駐車場は、極力、第2駐車場に停車させる。
- ⑤ 船橋市運動公園自由運動広場、法典公園球技場（グラスポ）は有料。を認識させる。

3. 試合成立について

- ① 当日の午前の運営担当は試合開始1時間前にグラウンドに到着し、第一試合開始前までには利用施設の管理事務所に当日の使用許可書の提出する。
 - ・ 法典公園球技場（グラスポ）は、管理事務所で、「船橋市有料公園施設・附属設備使用許可書申請書」を記入する。
 - ・ 高瀬下水処理場上部運動広場（タカスポ）は、管理事務所に使用許可書を提出する。
 - ・ 高瀬まちかどスポーツ広場は、若松公園内の管理棟にあるポストに使用許可書を投函する。管理事務所の担当者がある場合は手渡し也可。
- ※ 使用許可書の提出が不要な施設の法典公園球技場（グラスポ）、船橋市運動公園自由運動広場は管理事務所に使用の旨を連絡する。（船橋市運動公園自由運動広場は陸上競技場側の管理事務所）
- ② 雨天などで第一試合でのグラウンドコンディション不良。（泥濘でラインが引けない）場合は、第一試合の両代表と協議のもと、当日朝7時30分頃までに相談の上、中止を決定する。
 - ※ 第二試合以降も開始前にグラウンドコンディション不良で審判のジャッジが適正にできない場合は審判から運営委員へ相談し、中止の判断をおこなう。
 - ※ グラウンドコンディションが荒れるレベルの雨が降っている、もしくは予想される場合は前日に中止されることもある。
- ③ 試合途中でも雷鳴が聞こえたり雷雲が近づいたりする様子がある時や、豪雨・雷による中断中止の判断は、審判団及び両チームおよび会場責任者が判断する。
- ④ 試合を中止する場合、運営担当チームは全チーム及び担当審判に、速やかに決定内容をメール・LINEにて連絡する。
- ⑤ 第一試合のチームは、決定時刻と試合時刻のタイムラグの為、原則としてグラウンドへ向う。
 - ※ 前日からの悪天候やその延長などが考えられる場合は、事前の中止決定もやむを得ない。（運営委員および大会運営委員長と相談の上、決定後速やかにリーグ内に周知する）
- ⑥ 行事申請していない大会は、法典公園球技場（グラスポ）および高瀬下水処理場上部運動広場（タカスポ）を使用する場合は、参加チームに使用料の支払いが発生するので徴収する。

4. 会場の設営について

- ① 第一試合該当チームは運営担当チームの指示に従いゴールの設置、コーナースタックの設置の会場設営に協力させる。

「受付の設営」

- ② 以下の準備が完了しているか確認する。
 - ・ ゴールの設置（ネットの補修が必要かも含めて確認する）
（高瀬下水処理場上部運動広場（タカスポ）はゴールを運び設置する）
 - ・ コーナースタック（法典公園球技場（グラスポ）は、管理事務所で借りる）
（法典公園球技場（グラスポ）、運動公園自由広場は借りて運搬する）
 - ・ グラウンドにラインを引く。（高瀬まちかどスポーツ広場、船橋市運動公園自由運動広場）
- － 船橋市運動公園自由運動広場借りて運搬する。

- 巻き尺は、雨泥で汚れた場合は、水道で泥を洗い流すことを認識させる。
- ・ 高瀬まちかどスポーツ広場はポイントがあるので確認して引かせる。
- ポイントが無くなっている場合は、運営委員から運営委員会に申し出をおこなう。
- ・ 船橋市運動公園自由運動広場はポイントがないので、注意して引かせること。
- ・ 高瀬まちかどスポーツ広場・船橋市運動公園自由運動広場は第一試合の両チームにグラウンドにラインを引かせる。
- ・ 凸凹やぬかるみ等のある場合は、トンボなどでグラウンドを整地させる。
- ・ 水溜まりがある場合は・・・
- 高瀬まちかどスポーツ広場はスポンジとバケツを使用し、吸取りながらトンボで整地させる。
- 船橋市運動公園自由運動広場はトンボで整地させる。
(第一種委員会で用意・設置してある土が会場にある場合、整地で使用しても良い)
- ・ 高瀬まちかどスポーツ広場はにテントがある場合は設置させる。(熱中症対策)

5. 試合開始前の確認について

運営委員は①項を認識し、審判員に注意喚起をすると共に把握できる範囲で選手の確認をおこなう。

① 選手は、本年度の選手登録手続きが完了した者に限る。

移籍選手については、チームの選手登録票に記載してある移籍選手であり第一種委員会に提出した者。

※ シニア大会に出場できる選手は、選手登録チーム申請名簿の申請資格区分でO_40、O_50及びO_60を選択した者。

※ 追加選手の参加は、システム手引きを参照し、所定の書類を持って前日までに申請・追加料金の振り込みを完了した者。選手の二重登録は認めない。

運営委員は審判に②～⑧項を守らせること。

② メンバーシートは試合開始5分前に審判に提出させる。

③ メンバーシートは第一種委員会指定の最新のものを利用させる。

④ 移籍や助っ人の選手については、登録しているチーム名をメンバーシートに記入させる。

⑤ 試合開始の最少人数は7名とする。但し途中の退場処分や負傷によるフィールドへの復帰不可能で競技者が7名未満となった場合、試合は中止され当該チームは不戦敗となる。

⑥ 審判担当チームはメンバーシート(1部)の提出を促す。

※ 審判員は、試合を行うチーム以外の2チームより各2名の計4名を選出し、一方のチームは主審と第4審判、他方のチームは副審を担当させる。

※ 主審については、必ず有資格者に実施させること。また、副審及び第4審判についても有資格者が行うことが好ましい旨を、各チームに認識させる。

※ 審判委員会担当の準決勝および決勝戦については、マネージャーミーティングを行い試合時間、時間、給水の有無など必要事項を確認させる。

⑦ 試合球を各チーム2個持ち寄り、主審に空気圧のチェックをお願いする。

※ ボールはチーム名が記載されたものを使用すること。

⑧ 副審の2人1組でそれぞれの用具チェックを行う。

6. 試合中の運営について

① 法典公園球技場(グラスポ)使用は、ボールがテニスコート側に飛んだ場合、飛んだ方向のテニス競技者に大きな声で声をかけて危険を知らせるように認識させる。

- ② 高瀬まちかどスポーツ広場の駐車場・グラウンド内に野球利用者がサッカー場敷地内へ侵入している場合は、お互いの安全の確保やトラブルを避ける事を目的に、当日の運営委員がコミュニケーションを取る目的で、適切な言葉で野球関係者へ注意喚起をおこなう。
- ③ 主審は副審とアイコンタクトを取り、ホイッスルに合わせてストップウォッチを押す。
- ④ 選手交代については交代票は不要とし、選手が第4審判に対して申告させる。
 - ※ 第4審は用具のチェックを行う。
 - ※ アウトオブプレーのタイミングでアウトする選手の番号を主審にわかるように声掛けする。
 - ※ 主審の入場指示に従い交代選手を入場させる。
 - ※ アウトする選手に対して最も近いタッチラインまたはエンドラインから外に出るように促す。
 - ※ アウトする選手がタッチラインまたはエンドラインから出るまで入場させない。
- ⑤ 飲水タイムは水を取るためだけの時間であり、戦術的な行為（指示等）は行えないことを認識させる。
 - ※ タッチライン沿いで水を取るよう指示する。（極力ピッチを出さないよう注意する）
- ⑥ クーリングブレイクはテント、ベンチなどの日差しを避けられる場所に一時退避させること。
 - ※ 飲水タイム、クーリングブレイクでの交代は認める。
 - ※ 時間内に手続きを行い、入場はハーフタイム同様主審の指示に従い入場する。
- ⑦ 高瀬まちかどスポーツ広場、船橋市運動公園自由運動広場は、試合やトンボかけによって消えたり薄くなったりしたラインは、試合の進行に重大な支障があるので、ラインの引き直しを運営委員が対象チームに促し実施させる。
 - 1日の試合数が2試合および3試合の場合は、引き直しはおこなわない。
 - 1日の試合数が4試合の場合は、第3試合の両チームが第2試合終了後に引き直しをおこなう。
 - 1日の試合数が5試合の場合は、第4試合の両チームが第3試合終了後に引き直しをおこなう。

7. ハーフタイム中について

- ① 各チームに対して交代選手がいる場合には早めに手続きを行うように促す。
- ② 後半開始にあたり、交代選手は前半から継続して出場している選手と明確に区別する為にセンターライン付近のタッチラインで待機させ、主審の合図でピッチに入場させる。
- ③ 試合毎のトンボかけについては、雨等によってできたぬかるみ部分を重点的に行い、グラウンドの凸凹を極力少なくするように努めさせる。
但し、グラウンド状況に問題がなければ行う必要はない。

8. 救急対応について

- ① サッカー競技中に健康にかかわる不測の事態により緊急の対処が求められた際は、事態の悪化防止と人命救助の補助を優先におこなう。

9. 試合終了時の運営について

- ① 担当した主審チームに審判報告書を提出させ記録を確認する。（得点結果、警告退場）
 - ※ 警告・退場があった場合は特記しておく事項があれば特記事項欄に記録を残させる。
- ② 主審及び副審・第4審に審判報告書の用紙にサインをもらう。
- ③ 審判報告書とメンバーシートは会場にいる運営委員に手渡す事を理解させる。
- ④ 高瀬まちかどスポーツ広場のボールロストについては、当日に高瀬下水処理場上部運動広場（タカスポ）の管理事務所に報告させる。

10. 会場撤収について

- ① 最終試合を担当する両チームはゴール、コーナーフラッグ、ラインカーの片づけを実施させる。
(テントの設置がある場合はテントも)
- ※ 高瀬下水処理場上部運動広場（タカスポ）は、台車にコーナーフラッグを載せ倉庫【前】に返却した後に管理事務所に片づけ完了の連絡をする。
- ※ 法典公園球技場（グラスポ）は、台車にコーナーフラッグを載せて、会場の門を閉めて管理事務所に返却する。
- ※ 船橋市運動公園自由運動広場は、台車にラインカー、コーナーフラッグを載せ、陸上競技場側の倉庫に片づけさせる。
- ※ 高瀬まちかどスポーツ広場は、倉庫にコーナーフラッグを倉庫に片づけさせる。
 - ・ 当日の開催が2試合、3試合の場合は、試合終了後にラインカーを倉庫に片づけさせる。
 - ・ 当日の開催が4試合の場合は、第3試合の両チームにラインの引き直しを実施させ、高瀬まちかどスポーツ広場は、第3試合終了後にラインカーを両チームに倉庫に片づけさせる。ラインカーの石灰は倉庫のポリタンクに入れ替えるように指示をおこなう。
運営委員はラインカーの石灰が空になったのを確認し、試合結果報告とともにラインカーの画像も添付すること。
- ② 受付を設けた場合は、最終試合を担当する両チームで片づけを実施させる。
 - ・ 高瀬下水処理場上部運動広場（タカスポ）は、管理棟に返却する。
 - ・ 法典公園球技場（グラスポ）は、グラウンド付近のトイレ脇の倉庫に返却する。
シャッターは閉めてカギを掛けて、管理事務所に返却する。
 - ・ 船橋市運動公園自由運動広場は、陸上競技場側の倉庫管理室に伝え、撤去依頼をする。
 - ・ 高瀬まちかどスポーツ広場は、倉庫に片づける。
- ③ 会場内に忘れ物、ゴミが落ちていないかを見回りをおこない最終確認をする。
ゴミは必ず、各チームに促し持ち帰らせること。
特にペットボトル、タバコ、テーピング屑等の不始末が多く見受けられるので十分に留意する。
- ④ 高瀬まちかどスポーツ広場の左側倉庫②の扉をカギで施錠し、カギは右側の倉庫①に入れ倉庫①は南京錠で施錠する。
- ⑤ 高瀬まちかどスポーツ広場の駐車場は、施錠が必要となることからサッカー協会が会場使用が最後の場合は駐車場入り口を施錠する。
運営委員は、最終の試合の選手の帰宅準備が明らかに遅い場合は、急ぐ様に促す。

11. 事務棟の位置を理解し、受付の付設置が必要であれば下記を参照する。

【法典公園球技場（グラスポ）】



【高瀬下水処理場上部運動広場（タカスポ）】



【高瀬まちかどスポーツ広場】

- ・ 若松公園内の事務所に許可書を投函(牛乳ポストに会場の南京錠の鍵が入っている)



【船橋市運動公園自由運動広場】



12. 船橋市運動公園陸上競技場について

- ・ サッカー競技における利用条件については、シニアの部限定開催となります。

1. 【施設使用の条件】

- ・ 雨天時は芝荒れ防止の観点から利用はできません。
天候による施設の利用中止の連絡は、運営部を通じ、シニアグループにご連絡をおこないます。

※ グランド状況による開催有無の判断は施設側になります。

天候による突発的な中止については、ご理解をお願いいたします。

2. 【施設の使用時の注意点】

- ・ トラック内は、スパイクで侵入しないでください。（試合中にボールを取りに行くのは許可する）
- ・ 次試合チームのアップ場所は、観客席脇の芝とする。（スパイクは禁止）
- ・ 競技場外にボールが出てしまう場合は、一般利用者に注意喚起の声掛けをおこなってください。
- ・ 試合中グラウンド内での飲水は「水」以外は禁止とする。

審判担当チームは、審判以外にボールボーイ3名（計6名）を担当させてください。

* ボールボーイはスパイク禁止

3. 【利用方法】 管理事務所電話番号：047-438-4461

① 準備

- ・ 午前の部の運営担当は、管理事務所に利用の報告をおこなってください。
- ・ ゴールの移動、ゴールネット設置
- ・ 石灰にてライン引き
 - － 1日の試合数が2試合および3試合の場合は、引き直しはおこなわない。
 - － 1日の試合数が4試合の場合は、第3試合の両チームが第2試合終了後に引き直しをおこなう。
 - － 1日の試合数が5試合の場合は、第4試合の両チームが第3試合終了後に引き直しをおこなう。
- ・ コーナーフラッグ、ベンチ×2
- ・ トラックからグラウンドまでの歩行シートを設置

② 着替え

- ・ 更衣室の使用は可（観客席、トラック外の脇での着替えは禁止）
- ・ シャワーは原則使用禁止(協会管理が難しいため)

③ 荷物

- ・ 観客席(2階)は利用可。もしくはトラック外の脇
 - ※ 一般の利用者がいるため、貴重品等の管理徹底については、各チームで確実に行ってください。

④ 片付け

- ・ ゴールの移動及びゴールネットの回収
- ・ コーナーフラッグ、ベンチの回収
- ・ ライン消し

※ 陸上競技中心の施設のため、「必ず忘れず」に 箒でラインを薄くなるまで消してください。

⑤ 開催時間は9時～17時となります。（17時までには競技場の外に撤収）

⑥ 午後の部の運営担当は、管理事務所に終了報告をおこなってください。